

進路だより

令和4年度 第2号 令和4年5月12日
宮城県立迫支援学校 進路指導部
文責：安藤，館山 ご意見，ご質問等はメールで→



令和4年度版進路と福祉のしおりを配付しました

4月22日から行われた個別面談の際に、担任の先生をとおして、「進路と福祉のしおり」を各家庭に配付いたしました。

「進路と福祉のしおり」は、内容が3部構成となっています。P1～P27までが、本校進路指導部で作成した内容になっています。中学部、高等部卒業後の進路先、進路決定までの流れ、障害福祉サービスの利用について記載しています。放課後等デイサービスや日中一時支援事業所についても説明しておりますので、小学部児童の保護者の方も是非ご覧ください。また、中程には、登米市、栗原市の地域生活支援センターから資料をいただき、事業所一覧を掲載しております。利用定員や利用できる曜日、送迎の有無など、各事業所ごとの詳しい資料となっています。後半には、登米市で発行している「障がい福祉のしおり」を掲載しております。福祉サービスを利用するための具体的な手順等が記載されておりますので、参考にいただければと思います。なお、「障がい福祉のしおり」については、資料の印刷時期の都合上、令和3年度版となっております。登米市のホームページにもPDF形式で掲載されておりますが、まもなく令和4年度版に更新されると思います。



受給者証の種類について確認します

新年度に御提出いただいた「児童生徒調査票」の中で、福祉サービスを利用されている方については、受給者証の有無について記入していただきましたが、いくつも種類が分りにくいところもあったかと思っておりますので、改めて確認いたします。

受給者証	無・有	*有の場合は 該当に○	() 障害福祉サービス受給者証 () 地域生活支援事業受給者証 () 自立支援医療(育成医療)受給者証 () 通所受給者証 () その他 ()
施設利用	施設名	サービス名(該当に○)	利用日(該当に○)
		放課後等デイサービス・日中一時支援 その他()	月・火・水・木・金・土・日 長期休業時・不定期
		放課後等デイサービス・日中一時支援 その他()	月・火・水・木・金・土・日 長期休業時・不定期
		放課後等デイサービス・日中一時支援 その他()	月・火・水・木・金・土・日 長期休業時・不定期

○障害福祉サービス受給者証

障害福祉サービスは、主に卒業後に福祉事業所を利用するときに必要になりますが、在学中に利用できるサービスとして、短期入所(ショートステイ)があります。ショートステイを利用している方は、この受給者証を持っているかと思っております。(進路と福祉のしおり P市-23)

○地域生活支援事業受給者証

こちらは、日中一時支援と訪問入浴サービスなどを利用する場合に交付されるものです。(進路と福祉のしおり P市-25)

○自立支援医療(育成医療)受給者証

こちらは、身体障害者手帳を持っている18歳未満の方が、生活能力を得るために必要な医療の給付を受ける場合に交付されるものです。(進路と福祉のしおり P市-4)

○通所受給者証

こちらは、放課後等デイサービスを利用する場合に交付されるものです。(進路と福祉のしおり P市-24)



福祉事業所によって、放課後等デイサービスと日中一時支援の両方を提供しているところもありますので、その違いが分りにくくなることもあるかもしれませんね。

小学部の進路指導は・・・

全ての学校生活が大切な進路指導です！！
日々の日常生活の指導を基本に、自立活動、遊びの指導、
生活単元学習等を充実させます。

小学部は、将来の自立と社会参加のための基礎作りの時期です。身辺処理や生活リズム等の基本的な生活習慣を身に付け、周りの人との関わり方を学び、手伝いや係活動を通して責任感や役割意識を育てることが大事な進路の勉強になります。

例えば・・・

- ・言葉として言えなくても、具体的な動作や絵カードなどを使って表現したり理解できたりするように支援しています。(人間関係形成能力)
- ・教師の見本や手本どおりに行動する力や、周囲の状況を理解して行動する力が身に付くように支援しています。(情報活用能力)
- ・学習で使う道具の準備や片付け、時間や決まりを守ること、役割を果たす手順を理解できるように支援しています。(将来設計能力)
- ・自分の好きな物を選ぶこと、できないことを様々な手段で伝えることを支援しています。また、自分の仕事を最後までやり通す力を育みます。(意思決定能力)

この4つの力を身に付けるために、入学したてのピカピカ☆一年生☆も、
迫支援学校の生活を頑張っています！！

(↓普段の学習の様子 ①. ②「花を植えよう」③朝の会 ④ねんど遊び ⑤新しい生活)

